

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は、平成29年6月29日開催の第74回定時株主総会において、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式お取り扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日最終の当社株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨ていたします。）となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合、これを当社が一括して処分し、その代金を各株主様の有する端数の割合に応じて金銭にてお支払いいたします。お支払い金額は、平成29年12月上旬頃にお届出のご住所宛てに送りする予定です。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 : 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 : 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受 付 時 間 : 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

【ご参考】

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株式の議決権の単位及び証券取引所での売買の単位となる株式数を変更することです。また、株式併合とは複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。

今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株を1株とする株式併合を実施いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。

株式会社東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更するとともに、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、10株を1株とする株式併合を実施いたします。

Q 3. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 3. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数が生じる場合には、切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後の所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生の前後で、所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,100株	1個	110株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	なし	50株	なし	なし
例⑤	453株	なし	45株	なし	0.3株
例⑥	4株	なし	なし	なし	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。ご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株価についても理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記Q 3に記載のとおり、10株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

Q 6. 受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成29年5月12日（金曜日） 取締役会決議日

平成29年6月29日（木曜日） 定時株主総会決議日

平成29年9月26日（火曜日） 1,000株単位での売買最終日

平成29年9月27日（水曜日） 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日（日曜日） 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成29年10月下旬 株式割当通知の発送（予定）

平成29年12月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い（予定）

（※） 当社の株主名簿管理人：

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話： 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間： 9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

以上